

地域未来投資促進法
地域経済牽引事業計画
申請の手引き

平成30年5月
神奈川県

目 次

- 1 地域未来投資促進法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 2 神奈川県基本計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
- 3 地域経済牽引事業計画の作成・申請について・・・・・・・・・・ 4 ページ
 - 各種支援措置を受けるまでの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
 - 提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
 - 記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
- 4 支援措置の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 ページ
 - 課税の特例措置（地域未来投資促進税制）・・・・・・・・・・ 16 ページ
 - 補助金審査上の加点措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17 ページ
 - 日本政策金融公庫による融資制度・・・・・・・・・・・・・・ 18 ページ
- 5 神奈川県及び市町村の担当課一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 19 ページ

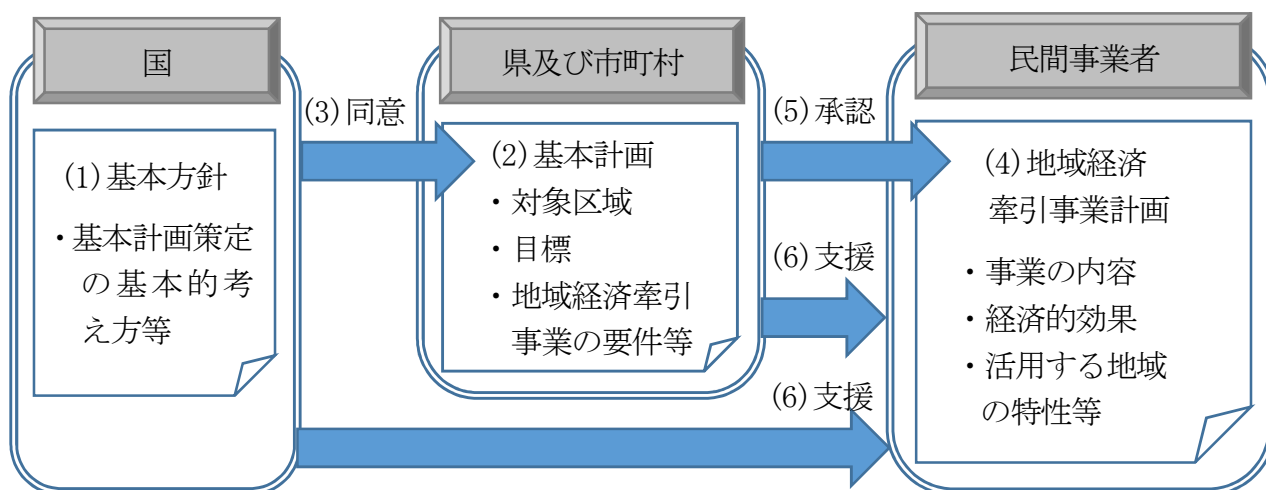
1 地域未来投資促進法について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下、「地域未来投資促進法」という。）は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす事業（地域経済牽引事業）を実施する民間事業者を支援するものです。

神奈川県及び市町村が策定し、国の同意を得た基本計画に基づき、事業者が地域経済牽引事業計画を作成し、神奈川県知事の承認を受けると、設備投資に対する減税措置などの支援措置を受けることが可能となります。

<制度の流れ>

- (1) 国が基本方針を策定（平成 29 年 8 月 10 日告示）
- (2) 県と市町村が共同して、基本計画を策定
- (3) 国が基本計画に同意
- (4) 民間事業者が地域における経済活動を牽引する事業の計画（地域経済牽引事業計画）を策定
- (5) 県が地域経済牽引事業計画を承認（官民連携型の場合、国が承認）
- (6) 民間事業者が国の各種支援策等を活用し、承認された事業計画を実施



地域未来投資促進法の制度については、経済産業省のホームページをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

2 神奈川県基本計画について

神奈川県では、ものづくり産業の集積や大学・研究機関等が持つ高度な技術、多様な観光資源や特産物といった地域の特性を生かし、成長ものづくりから観光、6次産業まで幅広い産業分野において地域経済牽引事業を創出することにより、地域経済の活性化を目指します。

<促進区域>

神奈川県全域

<計画期間>

平成30年5月28日から平成34年度末日

<経済的効果の目標>

1件あたり6,600万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を27件創出し、促進区域で17億8,200万円の付加価値を創出することを目指します。

<地域経済牽引事業の承認要件>

以下の(1)～(3)を満たす必要があります。

(1) 地域の特性の活用

以下のいずれかの分野に該当すること。

- ①京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区を中心とした医薬品、医療機器、再生医療等製品関連産業の集積を活用したライフサイエンス分野
- ②県西地域を中心とした健康関連産業の集積を活用した未病分野
- ③さがみロボット産業特区を中心としたロボット関連産業の集積を活用したロボット分野
- ④(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構をはじめとした研究機関・大学・企業等が持つ環境・エネルギー関連技術を活用した環境・エネルギー分野
- ⑤古都鎌倉や東京2020オリンピック競技大会セーリング競技会場の江の島をはじめとした多様な歴史・文化・スポーツ・自然・景観などの観光資源を活用した観光分野
- ⑥(国研)情報通信研究機構をはじめとした研究機関・大学・企業等が持つIoT、AI関連技術を活用した第4次産業革命関連分野
- ⑦自動車、航空機部品、IT/エレクトロニクス等関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ⑧(地独)神奈川県立産業技術総合研究所をはじめとした研究機関・大学・企業等が持つ新素材等の技術を活用した成長ものづくり分野
- ⑨三崎のマグロをはじめとした地域食材などの特産物を活用した6次産業分野

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が6,600万円を上回る計画であること。

※付加価値額＝営業利益＋給与総額＋租税公課

※事業計画期間が基本計画の対象期間（5年）を下回る場合は、按分した値。

（例：事業計画期間が3年の場合は、5分の3＝3,960万円）

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で10%増加
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で10%増加
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が5%増加
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が7%増加

※事業計画期間が基本計画の対象期間（5年）を下回る場合は、按分した値。

（例：①を採用し、事業計画期間が3年の場合は、10%の5分の3＝6%）

3 地域経済牽引事業計画の作成・申請について

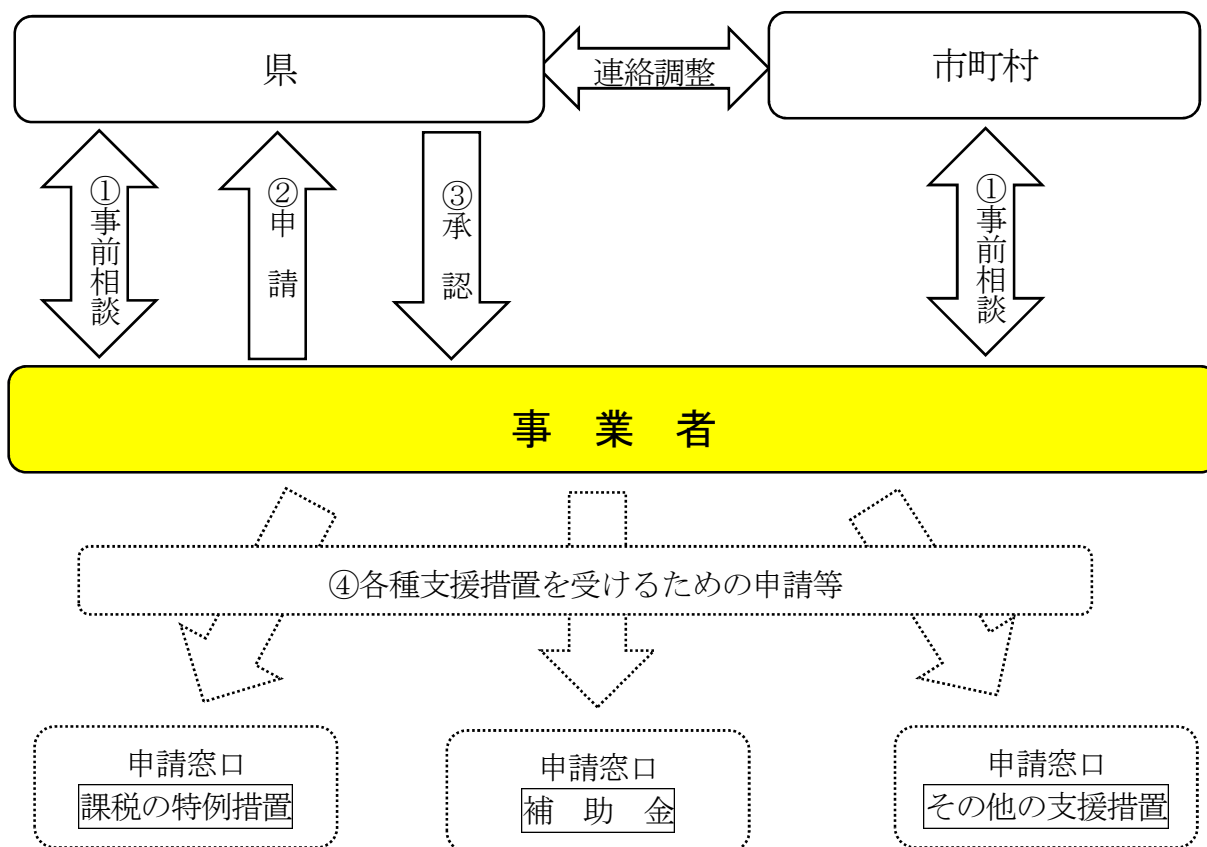
地域経済牽引事業計画の作成・申請に当たっては、事前に神奈川県または市町村の担当課にご相談ください。申請に必要な書類や記載方法等について、ご説明いたします。
(神奈川県及び市町村の担当課一覧は、19 ページをご覧ください。)

また、神奈川県では、県内中小企業を対象に、「地域経済牽引事業計画作成支援窓口」を今年度から新たに設けましたので、地域経済牽引事業計画の作成に関し、専門家によるアドバイスが必要な方はぜひご利用ください。

支援窓口：(公財) 神奈川産業振興センター経営総合相談課

横浜：045-633-5200 県央：046-292-0322

<各種支援措置を受けるまでの流れ>



※ 事業計画の承認は各種支援措置の実行を保証するものではありません。必ず、各種支援の申請窓口等へ確認を行い、申請手続等を行ってください。

<提出書類>

地域経済牽引事業計画の承認申請に当たっては、次の書類を用意してください。

1	承認申請書及びその写し (※別紙1-1、別紙1-2、別紙2を添付してください。)
2	定款
3	最近二期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書 (これらの書類がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類)
4	会社概要・パンフレット (製品・サービスが分かるもの)
5	(建物の新築等がある場合) 建物に関する資料 [図面 (位置図、平面図、立面図) 、工程表等]
6	(設備投資がある場合) 設備に関する資料 (カタログ、見積書等)
7	(官民連携型事業計画において、補助金等交付財産の財産処分の特例を活用する場合) 補助金等交付財産の名称等を記載した書類

※ 必要に応じてその他の書類の提出を求めることがあります。

承認申請書等の様式は、神奈川県ホームページからダウンロードできます。
(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/sr4/chiikimirai/chiikimirai01.html>)

記載例

様式第1（第1条第1項関係）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 に基づく地域経済牽引事業計画の承認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

住 所 横浜市中区日本大通1-1
名 称 株式会社〇〇製作所
代表者の氏名 代表取締役 神奈川 太郎 印

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、下記の計画について承認を受けたいので申請します。

地域経済牽引事業計画

I 必須記載事項

1 地域経済牽引事業の内容及び実施時期

(1) 地域経済牽引事業を行うに当たって活用する地域の特性及びその活用戦略

自動車、航空機部品、IT/エレクトロニクス等関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

基本計画の「地域の特性及びその活用戦略」①～⑨の中から該当するものを記載

(2) 地域経済牽引事業として行う事業の内容

(事業名)

〇〇地域航空機産業生産拡大事業（〇〇プロジェクト）

地域経済牽引事業の内容及び把握できる事業名を記載

(関連する業種)

輸送用機械器具製造業

地域経済牽引事業と関連する業種を日本標準産業中分類で記載

(事業の実施背景（これまでの経緯）)

当社は、〇〇年の創業以来、輸送用機器や産業機器などの製造で発展してきた企業であり、民間航空機産業へもいち早く参入した航空機部品メーカーである。

近年の航空機電装品事業の拡大、また、持続的な成長が見込まれる航空機製造市場を見込み、〇〇年〇月、分散していた拠点を現在の〇〇に集約したところである。

これを機に、〇〇地域の中小企業が持つ精密機械加工の技術を生かすことを目的に、「〇〇地域航空産業ネットワーク」を地域の中小企業〇社と立ち上げ、海外の航空機メーカーである〇〇へ部品供給を行ってきた。

航空機産業は、今後の成長が期待される一方、海外との競争激化が懸念されるため、今回、本事業により、当社が中心となって、地域での一貫生産体制を確立するにより、販路を拡大し、〇〇地域の航空機産業の生産拡大を目指すこととした。

当該事業を計画した経緯や背景を記載

(今後の具体的な事業内容)

特殊工程を担う人材育成やI o Tを活用した設備投資等を通じて、生産効率の向上に直結する地域での一貫受注生産体制を確立し、国内外の大手企業への販路拡大に繋げる。

具体的には、人材育成については、〇〇大学工学部から講師を招聘し、「〇〇地域航空産業ネットワーク」参加企業の従業員を対象に、現場に即した〇〇関連の講座を実施する。

設備投資については、「〇〇地域航空産業ネットワーク」参加企業と一緒に、I o Tを活用した受発注管理システムを導入するとともに、生産拡大に対応するため、新たに〇〇を加工するため最新鋭の〇〇設備を当社の工場に導入する。

また、現在試作中の〇〇について、〇〇社製品との差別化のため、関連企業〇社と共同で〇〇に改良を加え、〇〇の点で優位性を確保し、現在より付加価値の高い新製品を〇年度に市場投入する。

さらに、新たに〇名の営業職を雇用し、この新製品について〇〇等の展示会に出展を行うほか、〇〇等への営業活動により、新たな販路開拓を行う。

- ・承認後、実施予定の地域経済牽引事業の内容について記載
- ・具体的な商品、サービスの開発や売上増加等に関する方向性などを記載
- ・可能な範囲で、製品やサービスの新規性や他社と比較した優位性などを記載

(事業の目標)

一貫受注生産システムによるメリットを生かし、現在取引のある〇〇社に対する売上高を毎年度〇%増加するとともに、現在、引き合いのある〇〇社に対し、新たに開発する〇〇の納入を実現し、事業最終年度までに〇億円の売上増を目指す。また、I o Tを活用した受発注管理システムの導入により、製造コストを〇%削減し、利益率の〇%向上を目指す。

- ・計画期間を通じた当該事業の目標について、事業の目標とする状況に加え、売上や利益等の定量的指標を記載
- ・可能な範囲で、製品・サービスの投入される市場の今後の成長見込みなども記載

(付加価値創出額)

2億4,500万円(別紙2「付加価値創出額及び経済的効果」についてのとおり)

事業計画期間を通じた当該事業の実施によって創出する予定の付加価値額及びその根拠について記載(会社全体ではなく、当該事業分のみを記載)

- ※ 当該事業による付加価値増加分が最終年度において6,600万円を上回ることが必要
- ※ 付加価値額
売上高－費用総額(売上原価＋販売費及び一般管理費)＋給与総額＋租税公課

(その他)

上記事項以外に、審査に必要と思われる事項を記載

- ①特許法の特例を活用する場合
- ②戦略的基盤技術高度化支援事業の活用を念頭においた研究開発を行う予定の場合
- ③国立公園その他環境上重要な地域を含む場合 など

(3) 地域経済牽引事業を共同して行おうとする者がある場合は、当該事業者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びに当該事業者の役割

- ・複数の事業者が共同で事業を行う場合、事業者ごとに、①名称、②住所、③代表者名、④役割を記載。
- ・なお、事業者は、地域経済牽引事業の実施に真に必要な事業者のみに絞り、具体的な役割を記載（構成員という記載は不可）

	①名称、②住所、③代表者名	④役割
1	①株式会社〇〇製作所 ②横浜市中区日本大通1-1 ③神奈川 太郎	代表者 〇〇の製造、〇〇の販売
2	①株式会社〇〇工業 ②〇〇市〇〇〇 ③〇〇 次郎	〇〇〇〇の製作
3	①株式会社〇〇精機 ②〇〇市〇〇〇 ③〇〇 三郎	〇〇〇〇の加工
4	
5	

(4) 地域経済牽引事業を行う主な実施場所

〇〇市〇〇〇 株式会社〇〇製作所（〇〇の製造）

- ・地域経済牽引事業を行う実施場所を記載
- ・実施場所ごとに、当該事業のどの部分を行うか記載

※販路の拡大を行う場合など、促進区域外の場所を記載することも可能

(5) 地域経済牽引事業の実施時期

(実施の時期)
平成 30 年〇月〇日 ～ 平成 35 年 3 月 31 日

実施時期は、基本計画の計画期間平成 35 年 3 月 31 日を超えないよう記載

(実施スケジュール)

事後的に事業の進捗管理を行うことができるよう、取組事項ごとに記載

取組事項	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度 (最終年度)
①設備投資	〇月～〇月				

	設置工事 ○月～○月 試験運用 ○月～ 本格運用				
②人員増員、 人材育成	○月 募集 ○月 採用 ○月～○月 ○J T ○月～ 従事開始 (○名)	○月～○月 技術従業員 ○○講座	○月～○月 技術従業員 ○○講座	○月～○月 技術従業員 ○○講座	○月～○月 技術従業員 ○○講座
③研究開発	○月～○月 試作品を 開発	○月～○月 展示会後 改良			
④販路開拓		○月～○月 ○○展示会 に出品			
⑤販売開始			○月 ○○で 販売開始		

2 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法

事業者ごとに別紙1-1に記載

3 地域経済牽引事業の実施による経済的効果

(見込み)

売上高 10億円 (H29) →12億5,000万円 (H34) : 25%増加

(別紙2「付加価値創出額及び経済的効果」のとおり)

①取引額10%増加、②売上高10%増加、③雇用者数5%増加、④給与等支払額7%増加のいずれかを満たす見込みであることがわかるよう、地域経済牽引事業による相当の経済的効果の見込みを記載

(算定根拠)

上記の見込みが一定の合理性を有することを説明する根拠を記載

(注) 地方公共団体が基本計画で定める地域経済牽引事業の経済的効果(取引額又は売上、雇用者数、給与支払額のいずれか)を達成する見込みであることを記載すること。

II 任意記載事項

1 地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項

別紙1-2に記載

2 地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

別紙1-2に記載

3 一般社団法人が法第22条第1項又は第2項に定められた商標法の特例を受ける場合の事項

(1) 一般社団法人の名称及び所在地

一般社団法人〇〇振興協会

〇〇市〇〇町〇〇

一般社団法人を地域団体商標の登録主体とする特例を受けようとする場合、一般社団法人の名称及び所在地を記載

(2) 一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定め

〇〇に入会するためには〇〇〇〇 (一般社団法人の実際の定款の該当部分)

一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定めを記載

(3) 法第22条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする商標に係る商品又は役務

●● (地域の名称) 産の〇〇 (商品名)

地域団体商標の地域の名称と商品 (役務) との関係を記載

4 補助金等交付財産の活用に関する事項

〇〇公設試が保有する〇〇測定装置 (平成〇〇年〇〇省〇〇補助金第〇〇号)

官民連携型事業計画において、補助金等交付財産の財産処分を簡素化する特例を活用しようとする場合、補助金等交付財産、補助金等交付省庁、補助金等の番号を記載

5 法第24条に定められた課税の特例に係る主務大臣の確認を受けようとする場合には、地域経済牽引事業の用に供する施設又は設備に関する事項

○建物（工場）

- ・○○の加工を行う工場、平成○○年○○月着工、平成○○年○○月取得予定、
（横浜市○○区～、○○千円）

○加工設備

（○○の加工、平成○○年○○月取得予定、横浜市○○区～、○○千円）

課税の特例を活用しようとする場合、課税の特例の対象とする施設又は設備の概要
（用途及び取得予定時期（施設については着工予定時期））を記載

（備考）

- 1 記名押印については、氏名を自署とする場合、押印を省略することができる。
- 2 地方公共団体の長（地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、主務大臣。）の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

年度	調達先	借入金	自己資金	その他 ※1	合計	備考 ※2
	費用					
30	土地				0	
	建物				0	
	機械装置	200,000	80,000	20,000	300,000	信用保証協会の制度の利用を要望
	運転資金	120,000	480,000		600,000	
	その他		20,000		20,000	
	小計		320,000	580,000	20,000	920,000
31	土地				0	
	建物				0	
	機械装置	200,000	80,000	20,000	300,000	
	運転資金	120,000	500,000		620,000	
	その他		20,000		20,000	
	小計		320,000	600,000	20,000	940,000
32	土地				0	
	建物				0	
	機械装置	200,000	80,000	20,000	300,000	
	運転資金	120,000	520,000		640,000	
	その他		20,000		20,000	
	小計		320,000	620,000	20,000	960,000
33	土地				0	
	建物				0	
	機械装置	200,000	100,000		300,000	
	運転資金	120,000	540,000		660,000	
	その他		20,000		20,000	
	小計		320,000	660,000	0	980,000
34	土地				0	
	建物				0	
	機械装置	200,000	100,000		300,000	
	運転資金	120,000	510,000		630,000	
	その他		20,000		20,000	
	小計		320,000	630,000	0	950,000
合計	土地	0	0	0	0	
	建物	0	0	0	0	
	機械装置	1,000,000	440,000	60,000	1,500,000	
	運転資金	600,000	2,550,000	0	3,150,000	
	その他	0	100,000	0	100,000	
	小計		1,600,000	3,090,000	60,000	4,750,000

※1 都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※2 金融機関から融資を受ける場合で、信用保証協会の制度を利用する要望があるときは、その旨を備考欄に記載すること。

別紙 1 - 2 地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項、地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

施設の概要	土地の所在	地番	地目		面積	備	考
			登記簿	現況			
〇〇の製造工場	横浜市〇〇	〇〇	宅地	宅地	1,000㎡		

※「土地の所在」には、所在地のほか、申請に係る土地が農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域又は都市計画法に規定する市街化調整区域に当該地域が含まれているかを記載すること。

別紙2 付加価値創出額及び経済的効果

1 地域経済牽引事業の実施による付加価値創出額

単位：千円

区分	事業開始前		事業開始後					
	2期前	1期前	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	
	(29年3月期)	(30年3月期)	(31年3月期)	(32年3月期)	(33年3月期)	(34年3月期)	(35年3月期)	
①売上高	1,000,000	1,000,000	1,050,000	1,100,000	1,150,000	1,200,000	1,250,000	
費用総額	②売上原価	700,000	700,000	710,000	720,000	730,000	740,000	750,000
	③販売費及び一般管理費	200,000	200,000	210,000	220,000	230,000	240,000	200,000
	④計	900,000	900,000	920,000	940,000	960,000	980,000	950,000
⑤営業利益(①-④)	100,000	100,000	130,000	160,000	190,000	220,000	300,000	
⑥経常利益	70,000	70,000	140,000	200,000	270,000	300,000	400,000	
⑦給与総額	500,000	500,000	510,000	520,000	533,000	534,000	535,000	
⑧租税公課	10,000	10,000	12,000	13,000	16,000	18,000	20,000	
⑨付加価値額(⑤+⑦+⑧)	610,000	610,000	652,000	693,000	739,000	772,000	855,000	

2億4,500万円増

2 地域経済牽引事業の実施による経済的効果((1)~(4)のいずれかを記載)

(1) 取引額

単位：千円

区分	事業開始前		事業開始後				
	2期前	1期前	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目
	(29年3月期)	(30年3月期)	(31年3月期)	(32年3月期)	(33年3月期)	(34年3月期)	(35年3月期)
取引先1 (株式会社A)							
取引先2 (株式会社B)							
取引先3 (株式会社C)							
計							

地域経済牽引事業を開始する前の年度と事業計画最終年度を比較

経済的効果として売上高を選んだ場合

(2) 売上高(=1①)

単位：千円

区分	事業開始前		事業開始後				
	2期前	1期前	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目
	(29年3月期)	(30年3月期)	(31年3月期)	(32年3月期)	(33年3月期)	(34年3月期)	(35年3月期)
売上高	1,000,000	1,000,000	1,050,000	1,100,000	1,150,000	1,200,000	1,250,000

(3) 雇用者数

25%増

人

区分	事業開始前		事業開始後				
	2期前	1期前	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目
	(29年3月期)	(30年3月期)	(31年3月期)	(32年3月期)	(33年3月期)	(34年3月期)	(35年3月期)
雇用者数							

地域経済牽引事業を開始する前の年度と事業計画最終年度を比較

(4) 給与等支払額(=1⑦)

単位：千円

区分	事業開始前		事業開始後				
	2期前	1期前	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目
	(29年3月期)	(30年3月期)	(31年3月期)	(32年3月期)	(33年3月期)	(34年3月期)	(35年3月期)
給与等支払額							

*1 地域経済牽引事業を実施する事業所について記載すること。(事業所を新設する場合は、事業開始前は0となる。)

*2 地域経済牽引事業計画の承認を受けて、事業(設備の整備等を含む)に着手する日を含む事業年度を1期目とする。

*3 複数の事業者が共同で申請する場合は、「事業全体」及び「事業者別」について作成すること。

4 支援措置の内容

地域経済牽引事業計画について、県の承認を受けた場合、地域未来投資促進法に基づく支援を受けることが可能となります。

<地域未来投資促進法に基づく主な支援>

- 工場立地法の緑地規制制度の緩和（第9条、第10条）
- 農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る措置（第17条）
- 中小企業者及び食品製造業者等に対する特例（第18条～第20条）
- 特許料等及び地域団体商標に係る登録料等の減免（第21条、第23条）
- 地域団体商標の主体要件の緩和（第22条）
- 課税の特例措置（第24条）
- 関連する施策との連携（第31条）
 - ・地方創生推進交付金事業
 - ・地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者に対する補助金審査上の加点措置等

詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。以下の問合せ先にご確認ください。

http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/chiikimiraitoushi-shiensochi.html

【問合せ先】

（制度全般について） 関東経済産業局地域経済部企業立地支援課、TEL048-600-0272

（事業計画申請と承認について） 神奈川県産業労働局産業振興課、TEL045-210-5636

<主な支援措置の説明>

- 課税の特例措置（地域未来投資促進税制） ☞16 ページ
- 補助金審査上の加点措置 ☞17 ページ
- 日本政策金融公庫による融資制度 ☞18 ページ

■課税の特例措置（地域未来投資促進税制）

地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者が、承認された事業計画に基づいて設備投資を行う場合に、事業の先進性を有する等の要件について国の確認を受けると、設備投資に関する減税措置を受けることができます。

【特例措置の内容】

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置	取得価額×40%	取得価額×4%
器具備品	取得価額×40%	取得価額×4%
建物・附属設備・構築物	取得価額×20%	取得価額×2%

※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は100億円が限度

※特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができる。

※税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となる。

【要件】

- ①先進性を有すること
- ②対象事業の売上高伸び率 \geq 過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率 + 5% かつ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回ること
- ③総投資額が2,000万円以上であること
- ④前年度の減価償却費の10%を超える投資額であること

<先進性に関する基準>

- ア 開発又は生産する製品の先進性
 - ・同業他社に普及していない技術等を活用した製品
 - ・既存技術等を活用しつつも、顧客ニーズ等に対応した新たな製品
- イ 開発又は提供する役務の先進性
 - ・同業他社に普及していない技術等を活用したサービス
 - ・既存技術等を活用しつつも、顧客ニーズ等に対応した新たなサービス
- ウ 製品の生産又は販売の方式の先進性
 - ・同業他社の一般的な方式とは異なる生産方式を含む事業
 - ・同業他社の一般的なとは異なる販売方式を含む事業
- エ 役務の提供の方式の先進性
 - ・同業他社の一般的な提供方式とは異なる提供方式を含む事業

【問合せ先】

関東経済産業局地域経済部企業立地支援課、TEL048-600-0272

■補助金審査上の加点措置

地域経済牽引事業計画について、県の承認を受けた事業者は、補助金審査上の加点などの優遇措置があります。優遇措置がある主な補助金は次のとおりです。

補助事業の内容や要件、募集時期等については、ホームページか、以下の問合せ先にご確認ください。

○ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業（ものづくり補助金）

経営力の向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を支援します。

【問合せ先】

神奈川県地域事務局（神奈川県中小企業団体中央会）、TEL045-263-9371

○サービス等生産性向上IT導入支援事業

中小企業等の生産性向上を実現するため、業務の効率化や売上拡大に資する簡易的なITツールの導入支援を行います。

【問合せ先】

サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター、TEL0570-000-429
(IP電話等からの問合せ先 042-303-1441)

○エネルギー使用合理化等事業者支援事業

工場・事業場における省エネ効果の高い設備への入替を支援することで、エネルギー消費効率の改善を促し、徹底した省エネを推進します。

【問合せ先】

一般社団法人環境共創イニシアチブ 審査第一グループ、TEL0570-055-122
(IP電話等からの問合せ先 042-303-4185)

■日本政策金融公庫による融資制度

地域経済牽引事業の承認を受けた事業者（中小企業・小規模企業）が、地域経済牽引事業のために必要となる設備資金及び運転資金について、日本政策金融公庫から長期かつ固定金利で融資を受けることが可能となります。（※融資を受けるためには、別途審査が必要です。詳しくは、問合せ先に確認してください。）

＜地域活性化・雇用促進資金（地域経済牽引事業計画関連）の概要

貸付対象	承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行う中小企業・小規模企業	
資金使途	設備資金及び運転資金	
貸付期間	設備資金	20年以内（うち据置期間2年以内）
	運転資金	7年以内（うち据置期間2年以内）
貸付限度	(1) 国民生活事業	7,200万円（うち運転資金4,800万円以内）
	(2) 中小企業事業	7.2億円（うち運転資金2.5億円以内）
貸付利率	(1) 国民生活事業	基準利率※1 ただし、以下の特別利率要件のいずれかを満たす場合は、基準利率から▲0.90%、いずれも満たさない場合には▲0.40% ※1 1.81%（担保を不要とする融資を希望される方であって、貸付期間5年以内の場合：平成30年3月9日時点）
	(2) 中小企業事業	基準利率※2 ただし、以下の特別利率要件のいずれかを満たす場合は、2億7千万円を限度として基準利率から▲0.90%、いずれも満たさない場合には2億7千万円を限度として▲0.40% ※2 1.16%〔貸付期間5年以内（適用利率は信用リスク等に応じて所定の利率が適用）：平成30年3月9日時点〕
○特別利率要件		
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新規開業して7年以内 又は 困難な経営状況にある場合 又は 公庫と民間金融機関が連携支援を図る場合 ✓ 複数事業者が共同で承認事業を行う場合は、単独で法律承認基準を満たし、かつ上記3条件のいずれかを満たす事業者 		

【問合せ先】

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル、Tel0120-154-505

5 神奈川県及び市町村の担当課一覧

県		所属	電話番号
神奈川県		産業労働局産業部産業振興課	045-210-5636
市町村		所属	電話番号
1	横浜市	経済局政策調整部企画調整課	045-671-2566
		経済局成長戦略推進部企業誘致・立地課	045-671-2595
2	川崎市	経済労働局産業振興部工業振興課	044-200-2333
3	相模原市	環境経済局経済部産業政策課	042-769-8237
4	横須賀市	経済部企業誘致・工業振興課	046-822-8290
5	平塚市	産業振興部産業振興課	0463-21-9758
6	鎌倉市	市民生活部商工課	0467-23-3000(内)2355
7	藤沢市	経済部産業労働課	0466-50-3530
8	小田原市	経済部産業政策課	0465-33-1555
9	茅ヶ崎市	経済部産業振興課	0467-82-1111(内)2392
10	逗子市	市民協働部経済観光課	046-872-8120
11	三浦市	政策部市長室	046-882-1111(内)441
12	秦野市	環境産業部産業政策課	0463-82-9646
13	厚木市	産業振興部産業振興課	046-225-2831
14	大和市	市民経済部産業活性課	046-260-5135
15	伊勢原市	経済環境部商工観光課	0463-94-4711
16	海老名市	経済環境部商工課	046-235-4843
17	座間市	環境経済部商工観光課	046-252-7604
18	南足柄市	環境経済部商工観光課	0465-73-8030
19	綾瀬市	産業振興部工業振興企業誘致課	0467-70-5661
20	葉山町	都市経済部産業振興課	046-876-1111(内)373
21	寒川町	環境経済部産業振興課	0467-74-1111(内)761
22	大磯町	産業環境部産業観光課	0463-61-5719
23	二宮町	都市部産業振興課	0463-71-3311(内)253
24	中井町	企画課	0465-81-1112
25	大井町	企画財政課	0465-85-5003
26	松田町	政策推進課定住少子化担当室	0465-84-5541
27	山北町	商工観光課	0465-75-3646
28	開成町	まちづくり部産業振興課	0465-84-0317
29	箱根町	企画観光部観光課	0460-85-7410
30	真鶴町	産業観光課	0465-68-1131(内)332
31	湯河原町	観光課	0465-63-2111(内)711
32	愛川町	環境経済部商工観光課	046-285-2111(内)3522
33	清川村	産業観光課	046-288-3864(内)146